

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付 令和4年度募集のお知らせ

●貸付の目的

この事業は、児童養護施設等に入所中又は退所した方、里親等へ委託中または解除された方のなかで、住まいや生活面で安定した基盤確保が困難な状況にある方々に対して、家賃相当額や生活費、ならびに(再)就職に必要な各種資格の取得に必要な費用を貸付けます。これらの貸付けが、貸付対象者の円滑な自立の支援となることを目的に実施します。

●実施主体

この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、国と三重県が貸付原資を出し合い、三重県社会福祉協議会が実施します。

●貸付対象者と貸付内容 (いずれの支援費も利用は1回のみ)

貸付対象者の状況	児童養護施設等を退所又は、里親等の委託解除から5年以内の方で、保護者等から経済的な支援が見込まれない方					
	大学等への進学者		就職者		施設等に入所中又は里親等に委託中の方で、進学または就職先が決まっている者	
	新型コロナウイルス感染症の影響による収入減の有無		新型コロナウイルス感染症の影響による収入減の有無			
あり	なし	あり	なし			
生活支援費	金額	12か月までは8万円以内/月 残りの在学期間は5万円以内/月	5万円以内/月	8万円以内/月	生活支援費は対象外	(入所、委託中は生活支援費、家賃支援費ともに対象外)
	期間	大学等の在学期間		12か月以内		
家賃支援費	金額	月額の家賃相当額 ※居住地域における生活保護制度住宅扶助額の単身世帯額が上限			生活支援費は対象外	
	期間	大学等の在学期間	3年間	2年間		
資格取得	金額	25万円を限度とし、就労に必要な資格取得費用を一括で貸付 ※(再)就労までに資格取得すること				
返還免除	<生活支援費> 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業継続した場合等		<家賃支援費> 就職した日から5年間引き続き就業継続した場合等		<資格取得支援費> 就職した日から2年間引き続き就業継続した場合等	

●貸付利子は無利子です。

●貸付の手続き方法について

貸付を希望する方は、裏面に記載された必要書類を児童養護施設等または児童相談所を經由して三重県社会福祉協議会生活福祉資金センターに提出してください。

●申請書受付期間

第一次募集 令和4年 4月1日(金) ~ 令和4年 5月13日(金)

第二次募集 令和4年10月3日(月) ~ 令和4年11月30日(水)

●令和4年度募集予定人数

生活支援費／10名 家賃支援費／20名 資格取得支援費／20名

●申請に必要な書類

3 支援費共通 ◆次の書類を本会に提出してください。

< 3 支援費共通 >

- 第1号様式「貸付申請書」（申請者が記入 ※連帯保証人をたてる場合は連帯保証人も記入）
- 第2号様式「貸付意見書」（児童養護施設等入所施設または、児童相談所が記入）
- 第3号様式「親権者等同意書」（親権者等が記入）※申請者が成年の場合は提出不要
- 第4号様式「個人情報取扱同意書」（申請者が記入 ※連帯保証人をたてる場合は連帯保証人も記入）
- 第5号様式「誓約書」（申請者が記入）
- 世帯全員の住民票（マイナンバーと住民票コード以外の全てが記載されたもの）
- 高校または大学等の学生証、運転免許証の写しなど申請時の本人を確認できる書類の写し（写真付）
- 申請時に進学、就職前の場合は、進学、就職予定先がわかるもの
（進学予定者：合格通知書の写し、就職予定者：内定通知書の写し等）
- 申請時に大学等の在学学生は在学証明書（任意様式）
- 申請時に就労している者は在職証明書（第31号様式）
- 措置委託解除通知書の写し（施設等退所または、里親等解除後の申請者のみ）

※連帯保証人を立てる場合

- 連帯保証人の直近の所得を証明する書類
（源泉徴収票や所得・課税証明書等のいずれか1つの写し）
- 連帯保証人の世帯全員住民票（マイナンバーと住民票コード以外の全てが記載されたもの）
- 連帯保証人の身分証明証の写し（運転免許証、パスポートなど写真付きのもの）

生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
	<input type="checkbox"/> 賃貸契約書の写し	
※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた内容での申請者 <input type="checkbox"/> 収入の減少状況に関する申立書 <input type="checkbox"/> 収入の減少がわかる書類いずれか1つ （給与明細・預金通帳の写しなど）		<input type="checkbox"/> 資格取得に要する費用の実費を証明する書類（見積書等） <input type="checkbox"/> 資格取得特別加算の支弁のある申請者は、その認定書の写し

◆上記以外にも、退所や解除後3か月以上経ってからの申請者については、収入の減少など生活が不安定となった理由がわかるものをご提出いただく場合があります。

●審査及び通知

申請書類を審査し、貸付の決定又は不承認の審査結果を通知書にて児童養護施設等又は児童相談所長を経由して申請者に通知します。

●契約書類 貸付決定者は次の書類を本会に提出していただきます。

- 第6号様式「借用書」（借受人が規定額の収入印紙を貼付すること）
- 貸付金振込先の借受人名義の通帳の写し
（銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義が確認できる部分）
- 借受人、連帯保証人（立てる場合）の印鑑登録証明書

●返還が必要となる場合	所定の期間内に就職しなかった場合、希望した資格の取得見込みがなくなった場合、必要書類が未提出で返還猶予要件を確認できない場合など		
●返還の延滞利子	年3.0%	●返還期間、方法	原則 送金と同期間、毎月均等払い

●お問合せ先 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 生活福祉資金センター
 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 担当 TEL/059-226-1118 FAX/059-227-8155
 ホームページもご覧ください [三重県社協 児童養護](#) 検索 で閲覧できます。